

第三者評価結果

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、設置法人の保育理念を基に、園の保育理念、保育方針、保育目標に基づいて、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿10項目、教育・保育において育みたい資質・能力の3本柱を掲げ、保育の基本原則として児童憲章、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨を踏まえ子どもの最善の利益を第一として作成しています。</p> <p>子どもの心身の発達過程や生活の連続性、保護者の状況、地域の子育て支援、職員研修計画についても記載されており保育内容が一目で分かるようになっています。全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して話し合い、主任、園長がまとめ作成しています。前年度の計画の評価・見直しを本年度の計画に反映させています。各クラスの指導計画は前年度のクラス担任及び他の職員も参画し年度初めに作成し定期的に評価・反省を行っています。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<p><コメント></p> <p>衛生管理マニュアルを整備し、子どもの生活にふさわしい場として心地よく安全に過ごせるよう環境を整えています。加湿付き空気清浄機を設置し、常に温・湿度管理や各保育室内の明るさ、換気に注意し定期的な換気を行っています。清掃は専任職員を配置し、チェック表を基に、調乳室、沐浴設備、温水シャワー、トイレ等保育室内外の清掃と共に、備品、遊具、玩具等の消毒を行っています。</p> <p>砂場は定期的に掘り返して消毒し、使用しない時はカバーをかけて衛生管理をしています。午睡用の布団は毎月業者に乾燥消毒を依頼して衛生的に管理しています。また廊下の端に、小さな小部屋のような空間が2カ所あり、一つは絵本コーナーと名付け、沢山の本が揃えられ、ゆったり落ち着いて過ごす事が出来るよう工夫され、もう一つは、好きなおもちゃを持ち込んで遊んだり一人で過ごすことも出来るようになっています。なお絵本コーナーは、感染症拡散防止の為、本年度は使用禁止としています。</p>		
【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>園の保育方針に、「一人一人の成長・発達を理解し子どもの個性人格を育みます。」「安全で安心できる人格・物的保育環境を整えます。」等を掲げ、子どもの気持ちを大切にすることを全職員が認識し、保育を実践しています。子どもの発達状況や家庭状況を把握し、一人一人の個人差に合わせて子どもの表情や様子からその日の状態を把握し、睡眠時間を確保したり、抱っこや空腹など甘えの要求を受容し優しく寄り添い応答的な関わり方を通して情緒の安定や信頼関係を大切に育んでいます。</p> <p>職員は、子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように否定的な言葉使いや雰囲気注意到、子どもの話そうとしている気持ちを大切に、自分の気持ちを整理出来るよう見守りや言葉で表現出来るようゆっくりと待つ姿勢を示し話せるようにしています。乳児は1対1の関わりを大切にスキンシップを十分に取るようにし、幼児は話合う時間を多くして、職員が子供の話をよく聴くよう努めています。</p>		

【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>乳児クラスは食事や排泄、睡眠等の基本的な生活習慣を、子どもの発達状態に合わせ一人一人の生活リズムを大切にしています。保護者と密接に連携をとりながら新しい環境に慣れるように個別支援計画を基に支援しています。1歳児は自主性を大切にし、エプロン片付けなどを自分でやりたいという子どもの気持ちと意欲を引き出し、出来たときは一緒に喜び、次の意欲へ繋がるようにし、自分で出来ることが増やせるようにしています。</p> <p>幼児クラスは衣服の着脱や手洗い、うがい、歯磨きなど基本的な生活習慣が身につくように援助や声かけ、見守りを行い、出来なかった時はさりげなく援助し、自分でやろうとする気持ちを認め大切にしています。園庭遊びや散歩から帰った時の手洗い、うがいなど大切さを理解出来るように、保健ニュースの大きなポスターを掲示して、分かりやすくし、ています。子どもたちは、ポスターを見ながら、手洗い、うがいを上手に行っています。</p>		
【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p><コメント></p> <p>保育室は、子どもが主体的に活動出来る環境を整え、子どもの生活と遊びを豊かにする活動を展開しています。子どもの年齢や興味に合わせ、好きな遊びをじっくりと行える時間や、好きな物を自分で選べるコーナーを設定し柵の高さや置き場所を工夫しています。幼児クラスは個別の自由遊びの他に、子ども同士で遊びや玩具を決める話し合いの時間を設け、自分の思いを話す、人の意見を聞くなど人間関係や社会性を育むようにしています。</p> <p>戸外活動は園庭遊びや屋上での遊びの他、子どもの成長にあわせて散歩の距離や時間を延ばし、公園を選び体力増進に努め、植物や昆虫などの自然と触れ合う機会を持ち季節の変化を感じられるようにしています。散歩では地域の人との出会いも多く挨拶を交し社会的ルールを学んでいます。保育室には、子どもが自由に制作活動ができるように、クレヨンや色紙を揃え、5歳児は廃材を利用し裏口やカーテンを付けた家を共同で製作しています。</p>		
【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>0歳児クラスは、子どもの生活リズムを整え発達状況に応じた個別指導計画とクラスの指導計画を作成し、送迎時や連絡帳を使って保護者と連携を図り、一人一人の体調や発達、家庭環境に応じた保育を行えるようにしています。室内は遊び、食事、午睡の場所を静と動に使い分け、機能別空間を確保し、つかまり立ち、ハイハイなど発達に応じた運動遊びが出来るようにしています。</p> <p>子どもの表情や様子から、子どもの欲求を受け止め、抱っこなどスキンシップを図り、穏やかな口調で語りかけ応答的な関わりを大切に愛着関係・信頼関係を育てています。柵にはフェルトで職員が手作りした「イタズラティッシュ箱」などの他、音の出るおもちゃ、絵本など、子どもの発達段階にあわせ、興味や関心のあるおもちゃを用意し自由に取り出して触れたり、指先でつまんだり引っ張ったりして遊べるようにしています。様々なおもちゃや環境を通し、興味・関心を高める事が出来るようにしています。</p>		

【A7】	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳児未満の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの安全性に配慮し、子どものやりたい気持ちを大切に、室内や園庭の探索を裸足で行ったり好きな遊びが出来るように環境を整えています。職員は子どもが興味を示したことにゆったりと関わり、やりたい遊びを子どものペースでじっくり取り組めるようにしています。友達と一緒に遊ぶ様子を見守り、嫌だという気持ちや自己主張を受け止めながら関わり、順番や物の貸し借りの場面では「・・・したかっただね」など互いの気持ちを代弁し、お互いの気持ちを汲み取って解決を図るように努めています。</p> <p>友達に興味を示している時は一緒に遊び関わりが広がるように援助しています。異年齢保育では、職員だけでなく調理員や用務員、事務員等と関わる機会を持ち、様々な人と触れ合うようにしています。保護者とは毎日送迎時や連絡帳を通して子どもの状況を話し合い、家庭と連携して日々の保育を行っています。</p>		
【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>3歳児は簡単なルールのある遊びを取り入れ、集団の中で友達と協力して遊ぶ楽しさを感じ、自分で考えて行動したり遊びを展開したりしながら、友達との関係を深め意欲的に活動が出来るようにしています。4歳児は集団の中で、自分の思いを主張したり、発揮しながら、みんなと協力してやり遂げる喜びや、相手の思いを受け入れながら、友達とのつながりを深め、一緒に遊ぶ楽しさを感じられるようにしています。</p> <p>5歳児は、お店屋さんごっこや運動会等集団活動において友達と協力し自己を発揮しながら最後までやり遂げる達成感を味わえるようにしています。また、友達と一緒に何かをする楽しさや、一つの目標に向かって力を合わせる事の大切さや喜びなど、集団の中で得られる経験がたくさん出来るようにしています。行事や活動の様子は、写真やホワイトボード、園便り等で、保護者に伝えています。</p>		
【A9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>設置法人の「共生社会」「tomoni生きる」理念に沿った保育に取り組んでいます。嘱託医の協力や専門家と連携し子どもの状況や発達に合わせた保育が出来るように、年二回相模原市の巡回相談や療育施設に相談し必要に応じた助言を受けています。相模原市の支援コーディネーター研修や障害児保育の研修に参加し必要な知識や情報を得て、子ども一人一人にの特性に配慮した個別指導計画を作成しています。</p> <p>保護者と連携を密にして子どもが安心して生活でき、子どもにとってよりよい支援・援助が行え、成長、発達につながるよう取り組んでいます。子どもたちは、障がいの有無に関係なく、お互いに困っているときの声かけや手伝いを自然体で行っています。発達に遅れが見られる子どものために、一日の流れを写真や絵で示し時系列に視覚で確認できるようにしています。職員は計画の振り返りや子どもたちの状況を日々のミーティングや職員会議で情報を共有しています。</p>		

【A10】	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画とクラスごとの年間、月間指導計画に長時間保育についての配慮事項を記載しています。子どもの生活リズムや心身の状態に配慮し子どもが安心して過ごせるようにしています。長時間保育の子どもに対しては、いつもと違ったお楽しみの活動を取り入れたり、絵を描いたり、シール貼りをしたりして落ち着いて過ごせるように配慮しています。</p> <p>保育室内をパーテーションで区切り、体を休めたり、保育の内容や方法に配慮した遊びや過ごし方の選択が出来、年齢の異なる子どもと一緒に過ごしていても、心地よく過ごす事ができるようにしています。職員は声かけや見守りを行い安全に配慮しています。また、状況に応じて絵本コーナーというくつろげる空間(小部屋)に移動し穏やかに過ごすこともできます。クラスノートを活用し全ての職員が子どもの状況を把握し、保育士間で引き継ぎをしっかりと行っています。なお絵本コーナーは、感染症拡散防止の為、本年度は使用禁止としています。</p>		
【A11】	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画に小学校との連携・接続として「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿10項目」を掲げ、小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しています。5歳児クラスでは、就学に向けた保護者との個人面談や、クラス懇談会を行っています。園長、5歳児クラス担任と主任と意見交換して、「保育所児童保育要録」を作成し、子どもが入学する小学校に持参し、口頭説明して提出しています。</p> <p>定期的に幼保小の連携会や、意見交換や交流研修を開催し、職員が小学校を見学したり、小学校の先生が保育園を見学したり、保育参加したりして、情報交換や情報共有を行い、就学に向けた保育活動に活かしています。5歳児も小学校を訪問し学校を案内してもらったり1年生と交流しています。障がい児の就学に向けては、区役所のケースワーカーと連携し、支援をしています。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
【A12】	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの健康観察のポイントを分かりやすくマニュアル化し、年間保健計画、園児の健康記録台帳を作成して、子どもの健康状態を把握しています。入園のしおりにも健康管理、保健衛生、感染症に関する注意事項を記載し保護者に伝えています。入園時のアセスメントシートや面談で子どもの既往症について保護者から聞き取りを行い、児童票に記入し成長過程のチェックをしています。それに基づき毎日登降園の際に健康状態を確認したり、情報の共有をしています。</p> <p>職員間では毎日昼礼会議で子ども一人一人の健康状態に関する情報を共有しています。また、怪我があった際にはすぐに園長・主任に報告し、対処方法を検討・対応しています。SIDSに関するポスターを、職員も保護者にも目に付くところに掲示し、注意喚起しています。</p>		
【A13】	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <p>健康診断は、0歳児クラスは月1回、1歳児クラスは3ヶ月に1回、2歳児クラスからは年2回の健康診断と、尿検査は年1回、歯科検診を年2回実施し健康台帳に記録し、健康診断・歯科検診の結果を保健計画に反映しています。、昼礼会議や職員会議で確認し職員間で情報を共有しています。健診結果は、保護者に書面で伝えています。</p> <p>食後の歯磨きは、虫歯予防デーに、2歳児クラスから歯科衛生士による話を聞き、3歳児クラスからはブラッシング指導を受け歯磨きを開始し、毎日の生活習慣にしています。丈夫な歯で良く噛み、美味しく食べるためにも、歯磨きの大切さを伝えています。</p>		

【A14】	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(厚生省)を基に、子どもへの適切な対応を行っています。アレルギー疾患のある子どもについての確認は、入園前の面接や入園説明会に於いて保護者に十分説明し、医師の診断書、医師の指示書等の提出を求め、これを基に対応しています。保育園での対応は、アレルギー児専用トレーで色分けをし、名札を付けて食事を提供しています。給食の配膳時に調理員、保育士が連携し、声出し、指差し確認を給食室、保育室で行いダブルチェックをしています。アレルギー疾患のある子どもの食事中には、介助保育士が一人ついて対応しています。昨年度から栄養士と連携して、園全体で完全除去給食の対応を試みています。食物アレルギーに関する研修には、多くの職員が参加し、新たな知識、情報を得て、職員全員が職員会議で研修内容を確認し共有をしています。</p>		
A-1-(4) 食事		
【A15】	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
<p><コメント></p> <p>年齢別食育計画に基づき、食育活動を日々の保育に取り入れています。食に対して興味・関心を広げたり、豊かな経験が得られるようにしています。食器は陶器を使用し、3歳児クラスからは箸を使用して、日本の食事スタイルを取り入れています。食事中は ゆったりとした雰囲気を中心掛け、1歳児後半からは職員も共に食事をとり、一緒に食べる喜びを味わえるようにしています。子どもの食事量や好き嫌いなどで量を減らす場合は、必ず家庭と相談・報告をしたうえでを行っています。3歳児クラスからクッキングを採り入れ、今年は味噌汁を作りました。ブレンダーに種をまき、野菜を育て季節の野菜を知り、その成長過程や手入れを経験しています。今年は、園庭で、稲を種から蒔き、水稻栽培を経験しています。食事の様子は、どのクラスもとても良い姿勢で食べていました。</p>		
【A16】	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>野菜の栽培や、クッキングを通し、季節の野菜を知り、味を覚え、食への関心が育つようにしています。毎月の献立に、日本の郷土料理を取り入れ、地域の食文化に触れ、子どもたちの楽しみになっています。また、定期的に、管理栄養士や調理員が食事をしているクラスを訪問し、子どもの喫食状況や反応を見たり、残菜の確認や味付けの感想を聞き、味付けや調理方法に反映しています。給食会議は定期的開催しています。必要に応じ昼礼や職員会議でも話し合いをしています。管理栄養士は、給食メニューに旬の素材や薄味に拘り、手作り感、季節感を大切にしています。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
【A17】	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>0歳児から2歳児までは複写式の個人別連絡帳で、その日小さな出来事も含めて記載し、迎えの時に保護者に口頭と連絡帳で伝えています。3歳以上の幼児クラスは、玄関ホールにその日の出来事を掲示して、保護者に伝えています。また、特別に連絡事項があった場合には、連絡ノートを使用して、保護者と職員間での情報交換しています。保護者会、クラス懇談会、年1回の個人面談、保育参観や保育参加を実施して、保護者に保育の意図や内容について理解を得る努力を図っています。クラス懇談会の内容は、当日の資料を配り、欠席者にも分かるようにしています。年度末に子どもたち一人一人の作品をまとめた「思い出帳」を保護者に提供して、子どもの成長が分かるよう工夫しています。</p>		

A-2-(2) 保護者等の支援		
【A18】	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> 園長を始め全職員は、保護者との会話や行動に関心を持ち、送迎時の声かけや挨拶、個人面談や保育参観・参加を通じて、保護者と信頼関係が築けるようにしています。個人面談は、通路から室内の様子が見えない相談室で行い、プライバシーに配慮しています。また、必要に応じていつでも行えることを、園長が入園前説明会やクラス懇談会時に保護者に伝えています。保護者からの相談でクラス担任が解決できない時は、主任・園長が加わって対応し、内容を記録しています。離乳食や給食に関する質問には、管理栄養士も加わって相談に応じています。		
【A19】	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント> 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めています。職員倫理行動マニュアル(保育所版)とあさみどり保育園園規則、職員の虐待禁止及び児童虐待防止法遵守に従っています。視診、着替え、表情や態度などを観察して、子ども達への虐待の兆候を見逃さないようにしています。虐待等権利侵害に関する園内研修を行い、視診、着替え、表情や態度などのチェック項目、対応方法を再確認しています。虐待が疑われる場合や子どもや保護者の様子がいつもと異なる場合は、速やかに園長・主任に報告し、全職員間で情報共有し、必要に応じて関係機関と連携を図っています。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<コメント> 職員は、職員会議、乳児クラス会議、幼児クラス会議や、日々の中で職員間で話し合い、意見交換して、保育の振り返りを行っています。職員は、週案、月案、年間指導計画の各期末でもクラス担任間で話し合って自己評価を行い、園長・主任の確認・評価結果を次期の計画に反映しています。職員は、年度初めの個人面談で、年間目標、研修計画などを記入した自己評価シート(明日のクラウド)を基に、園長と内容を確認・決定し、目標に向かって自己研鑽しています。中間面談と期末面談で、保育実践の振り返りを行い、保育能力の向上に努めています。園長は、人事考課制度に基づき職員の人事評価を行い、職員の能力向上の方向性を指導しています。		